

障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策

1 障がい福祉サービスの利用見込み

障がい福祉サービス等の量を見込むにあたっての基本的な考え方は、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に1人あたり月平均利用量を乗じた数量を見込量として算出することを基本とします。

$$(\text{見込量}) = (\text{ひと月の実利用見込者数}) \times (\text{1人あたり月平均利用量【日数・時間】})$$

- 61 -

(1) 実利用見込み者数

- ・実績データをもとに算出（令和5年度は令和4年度より推計）
- ・サービス重複者はそれぞれにカウント
- ・利用者数の見込みは令和4年度を起点とし、令和3年度から令和5年度の伸び平均を加算

(2) 月平均利用量[日数・時間]

- ・実績データをもとに算出
- ・平成30年度からの最大値で算出
- ※重点施策等個別で数値の調整が必要なものは数値を上乗せして算出

2 地域生活支援事業の利用見込み

(1) 実利用見込み者数

- ・実績データをもとに算出
- ・利用者数の見込みは令和4年度を起点とし、伸びがあるものについては「令和3年度から令和4年度の伸び」または「令和3年度から令和5年度の伸び平均値」を加算。伸びがみられないものは同等数値で見込む。

(2) 月平均利用量[日数・時間]

- ・実績データをもとに算出

3 強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケアの利用見込み

国の基本指針から、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有するもの、医療的ケアを必要とするもの等の重度障がい者において適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握、地域課題の整理、地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図ることが重要とされている。見込みについては、事業アンケートや実績データをもとに算出。

(1) 強度行動障がい

令和8年度までに共同生活援助—81人、短期入所—49人、生活介護—176人

(2) 高次脳機能障がい

算出不可

(3) 医療的ケア

令和8年度までに共同生活援助—13人、短期入所—35人、生活介護—109人